

学校経営のポイント

少年犯罪の増加と“ゼロトレランス”の取組み

若井 彌一

去る11月28日、15年版『犯罪白書』が閣議で報告され、了承された。内容は、平成14年の1年間に発生した犯罪について統計的に整理し、簡潔な解説を施したものであるが、いくつかの点を指摘できる。

“成人犯罪”も“少年犯罪”も増加中！

刑法犯の総件数は約369万件で、前年（平成13年）比で3.1%増加、戦後最高を7年連続で更新という結果となった。交通事件を除く検挙率は20.8%（前年比1.0ポイント上昇）であるから、5人の犯罪者のうち1人しか捕えられない勘定になる。検挙率の低下には深刻なものがあるが、ここで検挙率の数値目標を掲げて、官民一体となって取締りを強化しようというつもりはない。

上記刑法犯のうち、強盗の発生件数は6984で、7年前の約3倍に増加しており、「少年の路上強盗や成人の屋内強盗の増加などが原因」と解説されている。強盗（強盗殺人、強盗致死傷、強盗強姦、などを含む）は、平成8年以降急激な増加を続けているが、少年と20代の増加が顕著であり、高校該当年齢の16～17歳は7年前の約2倍の摘発者数になっているという。注目していただきたいのは、この点についてである。

ゼロトレランス（zero tolerance）とは、情状酌量ゼロ、断固たる措置（対応・制裁）をもって臨むという方針をスローガンのように表現したものである。US-Lighthouse.comの紹介記事「ゼロトレランスとは 学校教育における生活指導の基本政策」等によれば、1990年代に入り、いわゆる「荒れる学校」の立て直し政策の一環として提唱されるようになったものであり、ブッシュ政権下の1994年、連邦議会はGun-Free Schools Actを採択し、「各州にゼロト

レランス方式を法案化することを義務づけ、法案化しない場合には連邦補助金を廃止する」という策にでた。1997年には、さらに、クリントン大統領が「ゼロトレランス方式の確立」を全国に呼びかけた。

補助金で連邦議会の意向に各州を従わせようとするのは、アメリカ政治の伝統的手法であるが、それはともかくも、そうまでしてゼロトレランス方式の徹底を図ろうとしたことに、「荒れる学校」状態に対するアメリカ政界とそれを支えている国民の危機意識を読みとることができる。

参考となる米“ゼロトレランス”の取組み

日本的になじみのある生徒指導上の表現としては、「毅然とした態度（対応）」というものがあるが、ゼロトレランスに基づく対応の厳しさは、格段に徹底しており、退学（expulsion）や停学（suspension）がビシビシ適用される。

わが国の場合、処分としての懲戒（学教法施規第13条第2項～第4項）にしても、懲戒とは趣旨を異にする出席停止（学教法第26条）にしても、それらがきわめて慎重に運用されていることは、たとえば校内暴力発生件数と比べてみれば一目瞭然である。このこと自体が間違っているわけではない。

ただ、念のため各学校における生徒指導の取組み姿勢や方針が児童・生徒（そして、やや拡大して少年）に、なにをしても寛大に許されるというような甘えの感覚を助長させているところがないかどうかを点検し、また、保護者の方々にも同様の趣旨の呼びかけをして啓発し、協力を願うようにしていただきたい。力づくでも他人の財物を奪取するような少年の増加は、やはり教育の貧困が一因と受け止め、その見直しを図る必要がある。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

●新刊案内●

最新刊・大好評発売中！

教育開発研究所刊

「チェックポイント・学校評価」シリーズ【編集】木岡一明 / A5判 220頁・定価 2415円

No.5 『学校の危機管理とセーフティネット』